

(参考) 秋田市法定外公共物使用許可事務取扱要綱 ～抜粋～

第5条 条例第7条に規定する使用料を免除することができるのは、次に掲げるものの使用に供するときとする。

- (1) 国及び地方公共団体の行う事業のために設けるもの
- (2) 応急仮設住宅
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設および鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (5) 街灯(アーチ型のものを除く。)
- (6) 防犯灯
- (7) 道路に出入りするために設置する通路および当該通路のための安全施設
- (8) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条に定める道路の附属物を無償で添加している電柱又は電柱
- (9) 電柱又は電柱を支えている支柱又は支線
- (10) 公共的団体が設置する有線放送電柱
- (11) 公益法人が設置する有線テレビ(CATV)電柱およびその支柱
- (12) テレビ難視聴解消用施設(ただし、建築物の影響による難視聴解消用施設は除く。)
- (13) ガス、電気、電気通信(第一種電気通信事業者の設けるものに限る。)、水道および下水道の各戸引込地下埋設管
- (14) 公共的団体又は個人が設ける水管
- (15) 雨水又は汚水を管渠又は溝渠に排出する排水管等(工場汚水に係る排水管は除く。)
- (16) がんぎ
- (17) 融雪施設
- (18) 塩および郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取付けられたもので、1店舗1個に限る。)
- (19) 基準点・水準点等
- (20) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (21) カーブミラー
- (22) くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化および公衆の利便に著しく寄与する物件
- (23) 恒例等による祭礼、観光行事又は商業振興等を目的として商工会議所や地元組合等の団体が行う催事に使用する物件
- (24) 地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該法定外公共物内の物件。ただし、地上権等設定の際、使用料徴収を前提としている場合はこの限りでない。
- (25) 道路を保護するために設ける物件
- (26) 足場等に設置する落下防止柵
- (27) 無料で不特定多人数に開放している公園、広場および運動場
- (28) 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路などに設置されるもので、広告の添加および営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチおよびその上屋
- (29) 上記に掲げる物件のほか、慣行等から使用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件